

御意見の要旨	御意見に対する考え方
関係者への「協力の求め（法第 11 条の 2）」における実行性確保と公平な費用・法的支援について 取組方針案において「過度な負担とならぬよう留意する」とあるものの、民間サプライチェーン関係者に対する国からの「協力要請」が実質的な強制力や一方的な負担を強いる形になれば、関係事業者の取引意欲を削ぐおそれがある。	ご指摘の「協力の求め」に関しては、事業者への過剰な負担とならないよう、取組方針において「民間事業者等の過度な負担とならないように留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする」と定めることとしておりますので、運用の際に十分留意することといたします。
協力求めの申出書（省令様式第 12 の 2）における速報・確報制度の導入による早期相談の促進について （現状と課題） 供給確保計画の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、認定事業者は農林水産大臣に自ら申出（省令様式第 12 の 2）を行うことができ、この場合、第 10 条の通常の報告義務が免除されることとなっている。 しかし、申出書（省令様式第 12 の 2）において「困難となるおそれと認めるに至った事由」や「措置の内容」などを詳細に記載して提出することが求められるため、書類作成に時間を要し、事態が悪化する前に早期に相談・申出を行う心理的・実務的ハードルが高くなるおそれがある。 （具体的な改善提案） 省令様式第 12 の 2 の備考又は取扱要領において、「緊急を要する場合は、既知の事実のみを記載した第一報（速報）による申出を認め、国との協議及び調査・調整と並行して詳細	様式第 12 の 2 については、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがある場合に必要な事項を記載いただくこととしております。なお、個別の状況に応じて事前にご相談いただくことは可能ですが、ご意見は、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

(確報)を補正・提出することを可能とする」旨を明記すべき。 (理由及び期待される効果) 事業者が躊躇することなく早期に国へ協力を要請できるようになり、特定重要物資の供給支障を未然に防止・軽減する実効性が飛躍的に高まると考える。	
「関係者への協力要請」時のコスト補償と明確なガイドラインについて 事業者の申出に基づき国が関係者に協力を求める際、協力側に発生する物流変更コストや保管費用等に対し、国が適切な支援・補償を行う枠組みを明確化すべき。民間への過度な負担を防止(取組方針第2章第3節)しつつ、関係事業者が円滑に協力に応じられる環境を整えることが実効性確保に直結すると考える。	協力の求めを行う際の運用は、個別具体的な状況に応じて判断することが適切と考えておりますが、ご意見は、今後の制度の運用の参考とさせていただきます。
取組方針(案)第2章第3節(4)(安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置)について (現状と課題) 取組方針(案)において、国が原材料供給者等の関係者に協力を求める際、「自由かつ公正な経済活動との両立の観点」を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努める」と規定している。 この方向性は極めて適切であるが、具体的にどのような場	

面でどのような協力が要請されるのかの予見可能性が低い場合、関係事業者が取引上の懸念や不安を抱くおそれがある。 (具体的な改善提案) 本節の末尾に、「協力の求めを行う際の標準的な手続、配慮事項及び秘密保持の徹底等については、別途示す運用ガイドライン等に基づき透明性を確保して実施するものとする」旨の文言を追加（または運用時にガイドラインを公表）すべき。 (理由及び期待される効果) 関係事業者の予見可能性が高まり、経済活動への不当な干渉に対する懸念が払拭されるため、有事におけるスムーズな理解醸成と実効性ある協力体制が構築され则认为る。	
「安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置」及び「サイバーセキュリティ確保」の方法に反対する。 ホルムズ海峡閉鎖の教訓を踏まえると、企業を絞め上げても石油が出てこない様に、肥料業者を絞め上げても、肥料供給が正常化する事はないと考える。政府が外交努力を重ね、多くの国との貿易ルートを作るようにすれば良いのではないか。	肥料は、国民の生存に必要不可欠な物資であることから、経済安全保障推進法上の「特定重要物資」として指定されております。本制度においては、肥料が原料の多くを海外に依存している状況を踏まえ、国際情勢の影響を受けにくい供給構造に転換すべく、肥料原料の備蓄体制を構築することとしております。 これに加え、農林水産省においては、肥料原料の世界的な供給国を訪問し、肥料原料の安定供給について、政府関係者等に直接働きかけを行っているところです。
我が国の肥料は原材料を海外に依存している現状がある	肥料の安定供給の確保に向けては、本制度による肥料原料

ことから、肥料の安定供給を確保するためには、サイバーセキュリティ対策だけでなく、調達先の多様化や供給体制の強化など、供給リスク全体を低減するための取組を総合的に推進することも重要であると考ええる。 さらに、制度運用に当たっては、民間事業者への過度な負担とならないよう十分に配慮するとともに、制度の運用状況や実効性について継続的な検証と見直しを行い、透明性、説明責任及び適切な監視・検証体制を確保することを求める。 肥料の安定供給という本来の目的を達成するため、サイバーセキュリティ対策を含めた様々な施策が相互に機能し、食料安全保障の強化につながる制度として運用されることを期待する。	の備蓄のみならず、国際情勢の影響を受けにくい供給構造に転換すべく、輸入国の多角化や、家畜糞尿・下水汚泥などの国内資源の利用拡大対策等の対策を総合的に進めているところです。 また、制度運用に当たっては、取組方針改正案において「民間事業者等の過度な負担とならないように留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする」としてありますが、ご意見は今後の制度の運用の参考とさせていただきます。
JC-STAR 等の国内認証制度の活用推奨については、国際的な基準との整合性を確保し、事業者の負担や国際競争への影響に配慮すべきである。また、肥料の安定供給確保に当たっては、国際協力やサプライチェーンの維持を重視すべきである。	今般の改正においては、特定重要物資である肥料を取り扱う認定供給確保事業者がサイバー攻撃の対象となった場合に大きな影響が生ずる懸念があることから、SCS 評価制度の★取得や JC-STAR 制度に準拠した IoT 機器を使用することを推奨するものです。 なお、肥料の安定供給に向けては、本肥料備蓄制度のほかに、外交上の働きかけやサプライチェーンの状況の把握等を行っているところです。
肥料の安定供給は、日本の食料安全保障及び農業生産を支える上で極めて重要であり、そのための取組を強化することは必要であると考ええる。	本改正案は、御指摘のとおり肥料の安定供給を図るための手段の一つとして考えております。

本改正案では、サイバーインシデント発生時の報告体制やサイバーセキュリティ対策の推奨が盛り込まれているが、これらの対策はあくまで肥料の安定供給を確保するための手段であり、制度運用に当たっては本来の目的との関係を十分に意識することが重要であると考える。	
コスト増加による価格転嫁リスクについて セキュリティ評価の取得や体制構築、適合 IoT 機器の導入は民間事業者（特に中小の肥料・調達関連事業者）にとって重大なコスト負担となる。負担に耐えかねた事業者の撤退や、肥料価格への転嫁による農家・消費者の負担増につながる懸念がある。	今般の改正においては、特定重要物資である肥料を取り扱う認定供給確保事業者がサイバー攻撃の対象となった場合に大きな影響が生じる懸念があることから、SCS 評価制度の★取得や JC-STAR 制度に準拠した IoT 機器を使用することを推奨するものです。なお、本制度はこれらの制度の活用は義務ではなく、推奨事項としております。
補助金・財政支援と段階的適用の明記について SCS 制度や JC-STAR 制度に準拠した機器導入等の推奨に際しては、単なる「推奨」にとどめず、中小事業者向けのセキュリティ導入補助金や税制優遇措置をセットで講じるべき。これにより、事業者負担に伴う肥料価格の高騰を防ぎつつ、サプライチェーン全体の防御レベルを底上げできると感じる。	
インシデント報告の「ワンストップ化」による現場混乱の回避について サイバーインシデント発生時には、現場事業者の第一優先業務は「被害の拡大防止と復旧」である。農林水産省を経由した国家サイバー統括室への報告プロセス（省令様式第 1）	サイバーインシデント発生時は、まずは農林水産省に報告していただく想定であり、報告が重複するとは考えておりません。

については、重複申請をなくし、簡便な Web フォーム等による「一括ワンストップ報告」が可能な体制とし、有事における現場の行政手続き負担を極力軽減することを要望する。	
サイバーセキュリティ推奨制度（SCS 制度・JC-STAR 制度）導入における中小・現場事業者への支援措置の拡充について ・農業・食料安全保障の基盤強化 肥料原料（リン・カリウム等）は海外依存度が高く、供給途絶は国内の農産物価格高騰や食料不足に直結する。供給障害の兆候段階で事業者が国に「関係者への協力求め」を申し出られる枠組み（省令第8条の2）が整うことで、危機が発生する前に国が介入・調整できる体制が強化され则认为る。 ・社会インフラ化するサプライチェーンの防衛 昨今、物流やインフラを狙ったランサムウェア・サイバー攻撃が急増している。肥料の流通網が途絶すれば農業全体が機能不全に陥るため、国家サイバー統括室との連携（省令様式第1）や、平時からの IoT 機器・組織評価制度（JC-STAR / SCS 制度）の導入推奨は、国民生活防衛のために不可欠な対策である。	改正案に賛同のご意見として承りました。ご意見は今後の制度の運用の参考とさせていただきます。
改正案では、「サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合」に速やかに農林水産省を通じて内閣官房国家サイバー統括室へ報告する体制の構築が求められている。しかし、「受けたおそれ」の範囲が曖昧な場合、日常的な軽微なア	サイバーインシデント発生時の報告の運用は、個別具体的な状況に応じて判断することが適切と考えておりますが、ご意見は、今後の制度の運用の参考とさせていただきます。

ラートやポートスキャン等まで過剰に報告され、行政及び事業者の実務負担が過大になるおそれがある。また、緊迫したインシデント現場において報告手続に追われ、被害拡大防止やシステム復旧といった初動対応（ファーストレスポンス）が遅れる懸念がある。 （具体的な改善提案） (1) 報告対象となる「受けたおそれ」の具体例（基幹システムの不審動作、ランサムウェア感染の兆候、重大な情報流出の蓋然性等）と、報告不要な日常的事象との切り分けを、事務連絡や運用ガイドライン（Q&A）で明確に示すべき。 (2) インシデント発生直後の緊急時には、「まず一次報告（既知事項のみの簡易連絡）を行い、被害の封じ込めや復旧等の初動対応を優先させた上で、状況が落ち着き次第、詳細報告を提出することで足りる」旨の運用ルールを明記すべき。 （理由及び期待される効果） 報告基準の明確化により誤報や過剰報告が減少し、真に重大なインシデントにリソースを集中できるようになる。初動対応優先の姿勢を明示することで、肥料供給ラインの停止期間を最小限に抑えることができる。	
SCS 制度・JC-STAR 等の「推奨」を超えた、具体的対策マニュアルの提示について 単に制度の取得・利用を推奨する（省令様式第 1・取組方	本取組方針及びガイドラインは、肥料備蓄制度に係る方針や具体的な運用方法を示すものであり、ご指摘の具体策（OT/制御システム対策、バックアップのオフライン保管、身代金

針第6章第3節)だけでなく、農林水産省として「肥料・農業資材分野に特化した具体策(OT/制御システム対策、バックアップのオフライン保管、身代金要求攻撃への対応指針)」をガイドラインとして具体的に明示することを求める。	要求攻撃への対応指針)やベストプラクティスについて記載することは適当ではないと考えております。
サプライチェーン全体を巻き込む「下支え(支援体系)」の指針化について 認定供給確保事業者が調達先(下請け・一次供給業者など)へSCS評価制度やJC-STARの取得を推奨する際、大企業側が調達先に対して行うべき「技術支援・資金的配慮・共通プラットフォームの提供」について、国としての指導指針(ベストプラクティス)を「取組方針第6章第3節」又はガイドラインに明記することを求める。	
インシデント報告体制における「情報フィードバック(情報共有)」の明記について インシデント発生時に「国家サイバー統括室へ報告する」ことの義務化(省令様式第1、取組方針第3章第5節)に加え、報告された攻撃手法や脅威情報を匿名化した上で、業界全体へ即座にフィードバック・共有する仕組み(情報共有プラットフォーム)の構築を取組方針に明記することを求める。	報告いただいた情報の取扱いについては、個別具体的な状況や情報の性質等を踏まえ適切に判断する必要があると考えておりますが、ご意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
サイバーセキュリティの確保の働きかけは必要だが、これらの情報はきちんと管理されるのか。個人情報保護法の改正のように企業に勝手に渡される、削除できない情報をそのま	サイバーインシデント発生時に報告いただいた情報については、各種法令に基づき適切に管理いたします。

まにしておく、そのような杜撰な管理は絶対にしないほしい。	
サプライチェーンの強靱化を図るにあたり、物理的な原料調達や倉庫での備蓄体制だけでなく、製造・流通・倉庫管理を支えるサプライチェーン上の IT システムや制御プラントに対するサイバー攻撃・システム障害のリスクが看過されている。 供給確保計画の認定要件や審査基準において、計画参加企業および関連事業者、物流・倉庫会社等が講じるべきサイバーセキュリティ対策の水準や、インシデント発生時の事業継続計画（BCP）の策定・評価を明確に義務付けるべきである。	ご指摘の「サイバー攻撃」等に対応するため、今般の改正において、特定重要物資である肥料を取り扱う認定供給確保事業者に対し、SCS 評価制度の★取得や JC-STAR 制度に準拠した IoT 機器を使用することを推奨する規定を追加することとしております。
関係者への協力要請のみでは海外依存に伴う供給途絶リスクへの対応として不十分であり、国内資源循環等による肥料の国内供給能力強化を進めるべきである。 （同旨 1 件）	農林水産省においては、本制度による肥料原料の備蓄のほか、「国内肥料資源利用拡大対策事業」等により、肥料原料の国際価格の影響をうけづらい生産体制づくりに向け、堆肥・下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用拡大を進めるための対策を行っています。
本改正案は、サイバーセキュリティに関する報告体制の整備、評価制度の活用推奨、関係者への協力要請等を追加するものであり、事業者及び行政機関双方の事務負担やコストの増加につながることから反対する。 サイバーセキュリティ対策については、既存のガイドラインや事業者の自主的な取組を基本とし、新たな報告体制や推	今般の改正においては、特定重要物資である肥料を取り扱う認定供給確保事業者がサイバー攻撃の対象となった場合に大きな影響が生じる懸念があることから、報告体制の確保は必要であると考えております。他方、ご指摘のとおり、「サイバーセキュリティ対策は事業者の自主的な取組が基本」であることも踏まえ、SCS 評価制度の★取得や JC-STAR 制度に

奨励事項を省令等で定める必要はない。また、これらの対応コストは肥料価格等への転嫁を通じて農業者や消費者の負担増につながるおそれがある。 肥料の安定供給及び経済安全保障の確保に当たっては、行政による規制や関与を拡大するのではなく、国内生産基盤の強化、サプライチェーンの見直し、民間事業者の自主的な取組の促進、税負担の軽減、既存規制の見直し及び行政手続の簡素化を優先すべきである。 また、調査、報告及び協力要請等の措置は必要最小限とし、事務負担の軽減を図るべきである。 (同旨 2 件)	準拠した IoT 機器を使用することについては、推奨事項としております。 また、関係者への協力要請の制度運用に当たっては、取組方針改正案において「民間事業者等の過度な負担とならないように留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする」としております。
本制度の目的である肥料の安定供給確保について、政策効果を客観的に評価するための成果目標、KPI、基準値、目標値及び達成期限が示されていないため、これらを設定すべきである。具体的には、肥料の供給安定度、価格安定度、備蓄・調達体制、農業者への影響及びサイバーセキュリティ対策に関する指標を設定し、定期的に実績を公表して政策効果を検証できる仕組みを設けるべきである。 また、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から、成果目標や効果検証指標を設定しない理由がある場合はその理由を明示するとともに、制度運用開始後も定期的に指標の見直し及び改善を行うべきである。	肥料の安定供給確保に関する目標については、本取組方針第 1 章第 2 節において明記しているほか、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月閣議決定）においても目標及び KPI を定めております。また、認定の実績等の情報についても農林水産省ホームページにおいて公表しております。 いただいたご意見は、今後の制度の運用の参考とさせていただきます。